

労働総研 ニュース

No.393

2022年12月・2023年1月号

発行 一般社団法人労働運動総合研究所（略称：労働総研） rodo-soken@nifty.com

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501

☎(03)3230-0441 Fax(03)3230-0442 <http://www.yuiuidori.net/soken/>

最低賃金が全国一律 1500 円になったら 生活はどう変化し、経済はどう変わるか

発表に当たって

一般社団法人 労働運動総合研究所

日本では、非正規雇用労働者が雇用労働者の4割近くを占め、その多くが最低賃金近傍にある。また、正規雇用労働者でも、最低賃金ぎりぎり、あるいは労働時間の長さを考慮すると最低賃金以下の賃金という人は決して少なくない。日本の最低賃金は、世界でも数少ない地域別最賃であるという問題に加え、今日では先進諸国中で最も低水準の国に属し、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことすら困難にするだけでなく、労働者・国民の消費購買力を押しとどめることによって地方経済の疲弊をも招いている。

そうした中で、全国労働組合総連合（全労連）は2024年の通常国会で、最低賃金を全国一律制へ改めさせる最低賃金法への改正をめざし、「最低賃金全国一律実現アクションプログラム」をすすめている。異常ともいえる物価高騰の中で、全国一律最賃制の実現と全国各地で取り組まれている生計費調査で裏付けられた時給1500円への引き上げは急務となっている。最低賃金の引き上げは、非正規雇用労働者だけでなく、労働者全体の賃金底上げと消費購買力向上による日本経済の好循環をも生み出すことになる。

一般社団法人労働運動総合研究所（労働総研）は、「最低賃金が全国一律1500円になったら、国民一人ひとりの生活はどう変化するのか、地域経済はどう改善させられるのか」についてのエビデンスを提供してもらいたいとの全労連からの依頼を受け、

① 日本の労働者の生計費はどのようになっているか……最低生計費調査から見た実態、最低賃金を引き上げると労働者と家族の生活はどのように変わるか

② 最低賃金の1500円への引き上げは地域経済、日本経済にどのような影響を及ぼすか

について、労働総研の会員である中澤秀一氏（静岡県立大学短期大学部准教授、労働総研理事＝第1部担当）および木地孝之氏（元慶応義塾大学商学部助教授、労働総研研究員＝第2部担当）の全面的な協力を得て、本報告をまとめた。

報告は、全労連からの依頼内容に対応して

第1部 生計費の変化による社会問題の改善

第2部 最低賃金1500円への引き上げは日本経済再生の大きな一歩から成っている。

なお、それぞれは独立した報告であり、文章の体裁等もあえて統一していないことをお断りしておく。

第1部 生計費の変化による社会問題の改善

はじめに

2022年10月に改定された最低賃金は、全国加重平均額で961円。この金額では、健康で文化的な最低限度の生活＝普通の生活は送れないことは、単純に月額や年額に換算すれば容易に想像ができるはずである。961円×160時間＝153,760円、153,760円×12ヵ月＝1,845,120円。この月額15万円、年収184万円とは、額面の金額であり、ここから税・社会保険料が引かれると手取り額はさらに減少する。現行の最低賃金で普通に暮らすのは難しいことは、自明の理である。

それでも最低賃金の引き上げが遅々として進まず低水準のままで、諸外国との差が広がってしまったのは、最低賃金の引き上げによる、国民生活や地域経済の変化のイメージが共有されていないためだと考える。

本稿では、最低賃金の引き上げが国民生活や地域経済に及ぼす影響を、最低生計費試算調査等の調査結果をエビデンスに論じてみたい。まずは、論考の中核をなす「最低生計費試算調査」について簡単に解説する。

1 最低生計費試算調査の概要

2015年より全労連に加盟する地域組織が主体となって、最低生計費試算調査を連続して実施しており、これまでに総数は27都道府県に及んでいる。集約されたデータの総数は4万5,000件を超えている。この調査では、マーケット・バスケット方式が採用されている。これは、最低限度の生活を実現するために必要な生活必需品・サービスの種類・量を決めて、食費・住宅費・水道光熱費・被服費・交通費・教育費など個別的に積み上げていく方法である。日本でもかつては生活保護基準の改定方式として採用されていたものであり、

絶対的最低基準を科学的に測定する方法として公的にも認められている。このマーケット・バスケット方式は、最低限度の生活に必要な財やサービスの一つひとつ積み上げていくので、具体的で分かりやすいという長所があるいっぽうで、カロリー計算できる食費以外の費目については、積み上げに際して具体的な指標が存在しないこと、何をどれだけ積み上げるかが監修者の主観に左右されやすい等の欠点が指摘されている。これらの欠点を克服するために、生活実態を把握し、生活パターンを決定する基礎資料とする生活実態調査と、ふだん使いしている品目と数量をチェックしてもらい、何が必需品であるのかを知るための持ち物財調査とを、主に労働組合員を対象に実施している。さらに、合意形成会議を開催し、当該地域に居住する、もしくは当該地域で働く当事者を集めて、何をどれだけ積み上げるべきかについて意見を聴取する場を設けた。こうして、きちんとした暮らしに必要な費用が科学的に試算されている。

2 若者の暮らしはどう変わるのか

若者たちはどれくらいの賃金を稼得しているのか。「令和3年賃金構造基本統計調査」によると、新規学卒者（男女計）の賃金は、高校卒17万9,700円、専門学校卒20万6,900円、高専・短大卒19万9,800円、大学卒22万5,400円となっている。果たして、この金額で若者は普通の暮らしを営めるのか。ここでは、最低生計費試算調査における25歳単身世帯（一人暮らしの若者）の結果をもとに論じる。

表1（文末に掲載）は、2020年以降の調査結果の一覧である。2019年の消費増税、2021年からの物価高騰等により、生計費は年々上昇しているため、この数年の調査結果で検討を行う。普通の暮らしをするために必要な費用は、月額24～26万円ほどである。この金額は、所得税、住民税、厚生年金保険料、協会けんぽ保険料、雇用保険料等を含めており、

これらを差し引いた、いわゆる額面の金額ではない。働いて得た賃金から税金や社会保険料を納められるのは、単に社会の“支え手”というだけでなく、社会参加の観点からも重要であり、普通の暮らしを想定した際には、この金額を想定しないわけにはいかない。

加えて、この月額24～26万円という金額は、全国どこで調査しても大きく変わらない結果となっている。つまり、生計費に地域による差はほとんど存在しないのである。表2は、2022年に公表した大阪府と高知県の最低生計費試算調査の結果を比較したものである。これまで一般的に信じられてきたのは、「大都市は物価が高く生計費が高くなるのに対して、地方は物価が安いために生計費が低くなる」という言説であった。しかし、この言説は正しくなかった。確かに、大都市は地代や

家賃相場が高いために住居費が高くなる。しかし、公共交通機関が発達しているうえに料金が安価であるために交通費は低くなる。一方、地方は大都市とは対照的に住居費は低いが、公共交通機関はそれほど利用できないうえに割高であるので自家用車が必需品となり、交通費が高くなる。このように住居費と交通費はトレードオフの関係にあり、さらに流通網が発達した現代においては、商品・サービスの価格は全国で統一されており、生計費に地域間格差はなくなっているのである。

さて、この月額24～26万円と先に示した新規学卒者の賃金とを比較してみると、現在の若者たちの賃金では普通に一人暮らしをすることが困難になっていることがよく理解できる。では、働いて得た賃金で普通に一人暮らしができない場合、どのような対応が考えられるのだろうか。最も選択されやすいのは、親からの独立＝一人暮らしを諦めて親との同居を続けることである。労働運動総合研究所が、2018年～2019年に労働組合員およびその周辺の非組合員や非正規雇用労働者を対象に実施した「若者の仕事と暮らしに関するアンケート」（有効回答数：1,515件、年齢：20歳未満1.8%、20歳代56.8%、30歳代33.4%、40歳以上6.5%）によると、年取が独立や家族形成に影響を及ぼしていることが確認できる。30歳代までの回答者を本人の年取と世帯類型とのクロスで分析したのが表3である。

注目すべきは世帯タイプのボーダーとなっている本人年取の金額である。「親と同居」する若者世代は本人の年取200～300万円が最頻値となっている。年取300万円未満であると親からの独立が促進されないのだ。一方、「一人暮らし」する若者世代は、年取300～400万円が最頻値となり、年取300万円を超えると親からの独立が促進されている。つまり、年取300万円が、親と同居するか一人暮らしをするかのボーダーとなっているのだ。そして、この年取300万円という金額が先述の最低生計費調査の試算額とほぼ一致する。普通

表2 大阪府調査と高知県調査の比較

	25歳男性	
	大阪市	高知市
消費支出	173,494	183,688
食費	43,727	45,423
住居費	48,000	33,000
光熱・水道	5,091	8,710
家具・家事用品	3,780	3,247
被服・履物	8,756	6,638
保健医療	4,107	1,506
交通・通信	13,469	37,467
教養娯楽	25,553	26,070
その他	21,011	21,627
非消費支出	54,157	47,711
予備費	17,300	18,300
税抜き月額	190,794	201,988
税込み月額	244,951	249,699
税込み年額	2,939,412	2,996,388
最低賃金額 (2022年)	1,023円	853円

の暮らしが営めるほどの賃金水準であれば、若者の自立は自然に促されていくのである。

では、年収300万円をすべての労働者に保障すべき基準額としたときに、最低賃金の水準はどれくらいであるべきなのか。年収300万円を、中央最賃審議会が用いている月173.8時間の所定労働時間で時給換算すると、1,438円になる。ただし、月に173.8時間労働は法定内ではあるが、盆暮れやゴールデンウィーク等の長期休暇を全く想定していない

“健康で文化的ではない”労働時間である。もっと人間らしい労働時間で生活するとなれば、最低賃金の水準はもっと高く設定されてしかるべきである（月150時間労働で換算すれば1,667円）。結論として、全国どこでも若者たちが普通の暮らしを営めて、（望めば）親からの独立を可能にするためには、少なくとも最低賃金は全国一律1500円という水準が必要なのである。

表3 本人の年収と世帯累計とのクロス

	200万円未満	200～300万円	300～400万円	400～500万円	500～600万円	600～700万円	700万円以上
配偶者と子	6.70%	9.40%	22.10%	27.50%	20.10%	6.70%	7.40%
一人暮らし	4.30%	17.10%	34.60%	26.40%	14.40%	2.50%	0.70%
親と同居	14.90%	37.30%	29.30%	13.10%	4.50%	0.00%	0.90%

3 少子化問題の切り札になる最低賃金引き上げ

2022年の出生数は、統計を取り始めて以来で初の80万人割れが確実視されているなかで、政権は少子化対策（①児童手当などの経済的支援の強化、②学童保育や病児保育、産後ケアなどの支援拡充、③働き方改革の推進）を立ち上げているところである。しかしながら、そのどれもが根本的な解決策になるとは考えにくい。なぜならば、少子化の原因そのものにコミットしていないからである。カップルが希望する子ども数を持たないのは、経済的な理由からであることは各種調査で明らかになっているが、真に少子化の原因となっているのは、「家族を形成する意欲の低下」である。先に挙げたような若者の賃金水準では、目の前の自分の生活だけで精いっぱい、将来の家族形成など非現実的なのである。つまり、少子化問題を解決するためには、若者たちの賃金水準を家族形成が現実的と思えるまでは引き上げる必要があるのである。

では、家族形成が現実的になる水準とはど

れくらいなのか。最低生計費試算調査では、子育て世帯についても最低生計費の試算を行っており、これがエビデンスとなる。表4は30代夫婦と子ども2人（幼児と小学生）からなる4人世帯の最低生計費の結果一覧となる。こちらも全国各地でそれほど大きな差はなく、年額550～600万円（税・社会保険料込み）であった。これは最低賃金1500円で到達可能な水準である。つまり、最低賃金1,500円×年間1,800労働時間（かつて政府も目標に掲げていた人間的な労働時間）×2人分＝年額540万円で、子育て世帯の最低生計費にほぼ相当するのである。

このことの裏付けとして、再び「若者の仕事と暮らしに関するアンケート」の結果（表3）を参照する。世帯類型別で「配偶者と子」は、本人年収が300万円を超えたところから割合が増え始めて、「400～500万円」でピークとなっている。ここでは本人の年収のみで分析されているが、これに配偶者の年収が加味されれば、世帯年収500～600万円がリアルな子育てに必要な金額になっていることが確認できる。

表4 30代夫婦と子ども2人世帯の最低生計費結果の一覧

生計費結果	札幌市	盛岡市	さいたま市	八王子市	静岡市	名古屋市	京都市
	30代夫婦と子ども2人(幼児・小学生)						
居住面積(賃貸)	42.5㎡						
A消費支出(1~10)	360,279	377,522	391,157	357,397	365,108	374,200	381,075
1 食費	103,494	103,017	108,192	109,833	100,787	101,184	112,881
2 住居費	45,000	43,000	57,292	62,500	51,000	52,000	63,542
3 光熱・水道	18,088	18,788	18,191	19,671	17,742	19,961	18,636
4 家具・家事用品	12,891	10,816	18,356	10,727	13,142	14,858	11,520
5 被服・履物	17,070	14,667	20,156	12,834	11,317	16,981	13,095
6 保健医療	7,687	7,393	8,706	6,447	7,396	9,593	8,440
7 交通・通信	54,688	58,166	38,210	29,089	60,503	59,447	53,185
8 教育	26,986	26,986	26,986	28,417	26,986	26,986	28,097
9 教養娯楽	31,382	47,052	45,663	30,597	27,610	27,445	26,192
10 その他	42,993	47,637	49,405	47,282	48,625	45,745	45,487
B非消費支出	64,671	54,461	68,807	101,754	68,480	68,756	67,738
C予備費	36,000	37,700	39,100	35,700	36,500	37,400	38,100
最低生計費(税抜き) A+C	396,279	415,222	430,257	393,097	401,608	411,600	419,175
D同上(税込み)	460,950	469,683	499,064	494,851	470,088	480,356	486,913
A+B+C							
同上(税込み)	5,531,400	5,636,196	5,988,768	5,938,212	5,641,056	5,764,272	5,842,956
D×12							

4 貧困解消と格差是正

最低賃金制度の役割について、労働法に詳しい神吉知郁子東京大学准教授は次のような整理を行っている。労働契約において最も重要な要素である賃金を、国家が強制的に規制する最低賃金制度は、法的な原則に照らせば契約の自由への介入にほかならないが、それでも国家が介入する正当性があるとする。さらに、法原理的には、賃金が労働の対償である以上、最低賃金には労働と賃金の交換レートとしての適正な下限を定めるという「交換の適正さ」が求められ、他方で最低賃金は労働者の生活保障や格差を是正する機能も持ち合わせており、「分配の適正さ」も求め

られるとする。ここでは、「分配の適正さ」に注目する。

最低賃金では労働者の生活保障に足りえていないことのエビデンスは、最低生計費試算調査により示したとおりである。逆に最低賃金が労働者の生活保障に足りえる存在であれば、それだけできわめて有効な防貧の政策となるのである。また格差の是正に関しては、最低賃金近傍で働く労働者の賃金水準を、たとえば中小企業支援策等の実施により、引き上げる条件を整えることで実現するのである。まさに最低賃金制度とは所得分配政策なのである。

コロナ禍により、国民の生活を支えているエッセンシャルワーカーやケア労働者の存在

に注目が集まった。そして、彼女ら彼らの待遇がその働きに見合っていないことが問題視された。日本のエッセンシャルワーカーやケア労働者の待遇が悪い理由は、当該産業における女性の就業率が高いことにある。男女間の賃金格差は世界各国で共通の問題ではあるが、特に日本はその格差が大きく、このことがエッセンシャルワーカーやケア労働者の待遇に反映されているといってもよい。国税庁「2021年民間給与実態統計調査」によると、非正規雇用で働く女性の平均賃金＝162万円は、男性全体（545万円）の3割にも満たない水準である（表5参照）。エッセンシャルワーカーやケア労働者の働きに報いるようにするためにも、男女間賃金格差を是正するためにも、国家には賃金に介入する責任がある。

表5 男女間、正規非正規間の賃金格差

	男性	女性
全体平均給与	545万円	302万円
正規雇用平均給与	570万円	389万円
非正規雇用平均給与	267万円	162万円

出所：国税庁「2021年民間給与実態統計調査」

なお、男女間賃金格差を是正するためには、最低賃金制度だけでなく、税・社会保障制度を含めた社会制度をトータルで変える視点も必要である。具体的には、これまでの世帯単位の制度から個人単位の制度へと変えていき、すべての個人が自立できるような制度をめざ

すべきである。2016年以降、政策的に最低賃金はほぼ毎年3%ずつ引き上げられてきたが、さまざまな“壁”により就労調整が行われている（つまり、労働時間が減っていく）現実があることはあまり知られていない。後藤道夫都留文科大学名誉教授の分析によると、最低賃金は、2006年から2022年で42.8%も増えたのに対して、パート労働者の月平均賃金総額は、2006年から2021年で95,347円から99,532円と、わずか4.4%しか増えていない（物価上昇分を入れて実質値でみると、むしろ2.1%の下落）。理由は、パート労働者の月間労働時間が、2006年から2021年で94.9時間から78.8時間へと大幅に減ったためである（17%減）。つまり、最低賃金引き上げは“細切れ労働”を増やしたに過ぎないという事実もあるのだ¹。

この背景の一つとして考えられるのが、就労調整の問題である。「103万円の壁」「130万円の壁」といった税・社会保障における被扶養者の制度（企業が労働者に支払う配偶者手当もこれらに連動している場合が多い）が、“細切れ労働”を増やした可能性として指摘できる。ただ最低賃金を引き上げるだけでなく、ジェンダー平等の観点から税や社会保障などの社会制度も同時に変えなければならないのである。

（中澤 秀一）

¹ 後藤道夫（2022）「勤労年齢のメンタル不調増大をどうとらえるか」『研究所ニュース』No.80（非営利・協同総合研究所いのちとくらし）

<https://www.inhcc.org/jp/research/institutenews/data/20221130-institutenews-no080.pdf>
（2023年1月20日閲覧）

表1 最低生計費試算調査若年単身世帯総括表

都道府県名	茨城県		東京都		長野県		京都府		大阪府		兵庫県	
自治体名	水戸市		北区		長野市		京都市		大阪市		神戸市	
性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
最賃ランク	B		A		B		B		A		B	
消費支出	179,910	178,147	179,804	176,824	183,113	184,772	178,390	175,640	173,494	170,953	175,940	169,919
食費	41,967	32,985	44,361	35,858	41,323	32,926	44,441	35,347	43,727	35,097	44,206	35,866
住居費	36,458	36,458	57,292	57,292	40,625	40,625	41,667	41,667	48,000	48,000	46,000	46,000
水道・光熱	7,546	7,356	6,955	6,780	7,298	7,114	7,419	8,434	5,091	6,609	7,301	6,841
家具・家事用品	3,265	3,222	2,540	2,703	4,342	4,937	3,836	3,922	3,780	3,693	3,972	4,477
被服・履物	8,440	6,719	6,806	5,302	7,522	7,406	5,921	4,247	8,756	8,249	5,594	4,308
保健医療	1,002	2,866	1,009	2,885	1,026	2,934	1,137	2,733	4,107	6,513	2,106	2,163
交通・通信	29,990	32,481	12,075	12,075	29,359	31,799	18,612	18,612	13,469	12,567	17,702	16,431
教養・娯楽	28,534	28,630	25,577	25,613	26,393	26,393	27,510	27,531	25,553	25,604	29,512	29,558
その他	22,708	27,430	23,189	28,316	25,225	30,638	27,847	33,147	21,011	24,621	19,547	24,275
非消費支出	55,177	55,177	51,938	51,938	53,399	53,399	49,595	49,595	54,157	54,157	50,492	50,492
予備費	17,900	17,800	17,900	17,600	18,300	18,400	17,800	17,500	17,300	17,000	17,500	16,900
最低生計費(月額・税等抜)	197,810	195,947	197,704	194,424	201,413	203,172	196,190	193,140	190,794	187,953	193,440	186,819
最低生計費(月額・税等込)	252,987	251,124	249,642	246,362	254,812	256,571	245,785	242,735	244,951	242,110	243,932	237,311
年額(税込)	3,035,844	3,013,488	2,995,704	2,956,344	3,057,744	3,078,852	2,949,420	2,912,820	2,939,412	2,905,320	2,927,184	2,847,732
月150時間換算	1,687	1,674	1,664	1,642	1,699	1,710	1,639	1,618	1,633	1,614	1,626	1,582
2022年最低賃金額	911		1,072		908		968		1,023		960	

都道府県名	岡山県		山口県		高知県		大分県		沖縄県	
自治体名	岡山市		山口市		高知市		大分市		那覇市	
性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
最賃ランク	C		C		D		D		D	
消費支出	180,404	186,105	174,873	175,795	183,688	184,283	187,077	191,848	179,439	182,095
食費	40,333	33,993	36,886	29,181	45,423	37,054	42,755	35,785	41,266	33,200
住居費	35,417	35,417	30,000	30,000	33,000	33,000	39,000	39,000	36,458	36,458
水道・光熱	7,273	11,491	7,245	11,446	8,710	10,360	7,560	7,877	8,764	10,424
家具・家事用品	4,032	4,297	4,168	4,125	3,247	3,707	4,226	5,394	3,826	3,851
被服・履物	6,575	7,701	6,654	5,852	6,638	8,223	4,478	8,896	5,021	3,339
保健医療	1,094	2,352	1,091	2,345	1,506	868	2,248	3,574	1,142	3,643
交通・通信	33,384	33,384	40,417	40,417	37,467	33,923	36,302	36,142	33,794	33,794
教養・娯楽	25,454	25,547	25,749	24,891	26,070	25,781	26,635	26,635	25,620	25,177
その他	26,842	31,923	22,663	27,538	21,627	31,367	23,873	28,545	23,548	32,209
非消費支出	50,107	50,107	49,467	49,467	47,711	47,711	53,037	53,037	48,977	48,977
予備費	18,000	18,600	17,400	17,500	18,300	18,400	18,700	19,200	17,900	18,200
最低生計費(月額・税等抜)	198,404	204,705	192,273	193,295	201,988	202,683	205,777	211,048	197,339	200,295
最低生計費(月額・税等込)	248,511	254,812	241,740	242,762	249,699	250,394	258,814	264,085	246,316	249,272
年額(税込)	2,982,132	3,057,744	2,900,880	2,913,144	2,996,388	3,004,728	3,105,768	3,169,020	2,955,792	2,991,264
月150時間換算	1,657	1,699	1,612	1,618	1,665	1,669	1,725	1,761	1,642	1,662
2022年最低賃金額	892		888		853		854		853	

(注1) 25歳単身・賃貸ワンルームマンション・アパート(25㎡)に居住という条件で試算。

(注2) その他には理美容品費、理美容サービス費、身の回り用品費、交際費、自由裁量費(1ヵ月6,000円)を含む。

(注3) 非消費支出=所得税+住民税+社会保険料

第2部 最低賃金1500円への引き上げは日本経済再生の大きな一歩

ファーストリテイリングが3月から年取を平均15%引き上げると発表し、アイリスオーヤマも4月から5%の賃上げを行うと表明するなど、政府・財界の幹部が口をそろえて「大幅な賃上げ」を口にする一方で、連合は、定期昇給を含めて5%以上という、なんとも惨めな要求を出している。そもそも定期昇給は、若いころの賃金が低すぎる日本独特の給与体系に根差す年齢給であり、ベースアップに加えるべきではない。

東京商工リサーチのアンケート調査(2022年10月公表)によると、2023年度に賃上げを実施する予定の企業は81.6%あるが、最多は定期昇給の79.8%で、ベースアップは39.0%、賃上げ率5%以上は4.2%に過ぎない。これでは、2022年の2.3%に続いて3%(日銀)と予測されている物価上昇をカバーすることは不可能である。

各企業は、国の内外で厳しい競争をしているから、たとえ分かっている、自社が率先して賃上げをするのは難しいが、最低賃金の引き上げは、全国の全企業が一斉に行うベースアップであるから、企業にとってはやり易い。しかも、政府が参加する審議会で決められ、決定は、法律事項としてどの企業も順守する義務がある。労働組合は、春闘と並ぶ2本柱の1本として、最低賃金引き上げをもっと重視すべきであろう。

I 最低賃金1500円の経済効果

1 賃金上昇を伴った好ましい経済循環の姿に

(1) 民間の時給1500円未満の雇用者に官公庁の非正規職員を加えると、時給1500円未満の雇用者の総計は2,823万人と推定され、役員を除く全雇用者(労働力調査、5,672万人)の49.8%に相当する。厚生労

働省の「賃金構造基本統計調査」(特別集計)をベースに、これを1500円に引き上げるために必要な原資(=企業の給与支払総額=労働者の賃金増加総額)を試算したところ、16.1兆円になった。

(2) 最低賃金で給与支払総額が16.1兆円増加すれば、全労働者平均の1人あたり賃金が2万3,632円上昇することになる。2021年の現金給与総額は31万9,461円だから、7.4%の賃上げに相当する。(第1表)

第1表 最低賃金1500円による賃金水準の上昇

2021年雇用者数 (万人)	5,672
2021年現金給与総額 (円/月)	319,461
最賃1500円に必要な原資 (兆円)	16.085
全労働者1人あたり賃上げ額 (円/年)	283,586
” (円/月)	23,632

[資料] 雇用者数「労働力調査」、現金給与総額「毎月勤労統計調査」

(3) 最低賃金の改定で1500円未満の労働者の賃金を引き上げると、それだけでは、それまで働いていた労働者がやる気をなくしてしまうから、当然、それ相応の賃上げが必要になる。高所得者の収入を増やしても「トリクル・ダウン」は生じなかったが、最低賃金を引き上げれば、間違いなく「トリクル・アップ」が生じることになる。

(4) 現時点で利用可能な「2015年産業連関表」を利用して、賃金総額が16.1兆円増加した場合の経済効果を分析すると、国内生産額が17.9兆円増加し、粗付加価値額(≒GDP)が10.5兆円増加して、新たに106.6万人の雇用が必要になると推計された。2022年のGDP(国内総生産)は544.9兆円だから、最低賃金1500円への引き上げは、GDPを1.9%上昇させることになり、それに伴って税収も、国・地方合わせて2.04兆円増加すると見込まれる。

(5) 最低賃金の引き上げの効果は、プラスだけではない。労働コストの上昇による物価の上昇は避けられないので、それでは、どれだけ物価が上がるかを試算してみた。2015年の国内生産額は1,017.8兆円であり、労働コストの増加額は16.1兆円だから、全商品・サービスの価格が平均1.58%上昇することになる。ただし、これは一次的な物価上昇であり、すべての財・サービスの価格が上がれば、生産活動のために購入する原燃料やサービスの価格が上がり、次の段階では、その分も価格に転嫁しなければならない。このような価格の波及効果を考慮すると、最終的には、2%以上の物価上昇になると推定される。

(6) 以上のように、最低賃金を時給1500円に引き上げることによって、物価が2%前後上昇し、GDPが1.9%上昇し、税収が2兆円以上増えると推定された。まさに日本経済は、賃金の上昇を伴った好ましい経済循環の姿に大きく前進するのであり、異次元の金融緩和をやめて、円安による物価上昇を抑制することも可能になる。

2 韓国が証明した最低賃金引き上げの効果（文在寅政権以後）

(1) 2017年5月に誕生した韓国の文在寅政権は、就任当時に日本を28.3%下回っていた最低賃金を、2020年までの3年間に29.6%も増やし、日本の86.2%にあたる7.27 US\$まで引き上げた。現在では、日本を上回っている。当時、韓国内はもちろん、日本や欧米の多くの経営者や経済学者が、インフレ、経営の悪化、国際競争力の喪失、失業率の上昇等々によって、韓国経済は困難に陥ると予想した。筆者もこのような“無茶”な賃上げは、韓国

経済に相当大きな混乱をもたらすのではないかと思っていた。賃金の急速な上昇が企業収益や雇用にマイナスの影響を及ぼすことは事実であり、生産性を上回る賃金の上昇は、労働分配率の上昇を意味するから、労使間に厳しい対立が生じると考えられたからである。

(2) しかし、その後の韓国経済は、マイナスに陥るどころか力強く成長した。韓国経済がこのような成長を遂げられたのは、心配されたマイナスの影響よりプラスの効果の方が、はるかに大きかったからである。内需の拡大によって国内生産が増加し、変化に対応した経営者の努力によって技術革新や生産の効率化が進み、賃金の上昇によって労働者の労働意欲が向上したのである。最低賃金をはじめとする賃金の大幅な引き上げは、経済を失速させるどころか成長させ、労働者国民の生活を豊かにする原動力となり得ることを、韓国が事実をもって証明してくれたといえよう。(第2表)

(3) これに対して、日本の最低賃金は、同じ3年間に、韓国の4分の1未満の7.12%の増加にとどまり、平均賃金(年収)も、韓国の10.19%、米国の21.65%に対して7.45%の増加にとどまっている。この間の日・米・韓3カ国の経済状況を比較すると、経済の規模を表すGDP(国内総生産)は、韓国の11.58%増、米国の18.05%増に対して日本は、わずか0.04%増にとどまり、実質では3.79%の低下となっている。国民の豊かさを表す1人当たりGDPで見ても、韓国の10.8%増、米国の15.6%増に対して、日本は10分の1の1.02%の増加である。雇用については、経済学の常識として賃金が上がれば雇用は減るとされているが、失業率で見ると、日、米、韓とも大きな変化はない。

第2表 日米韓、最低賃金引き上げの影響比較（韓国文在寅政権後）

項目	単位		2017年	2021年 (2020年)	増減率	調査機関
最低賃金 (購買力平価)	US\$/h	日本	7.87	(8.43)	7.12	OECD
		米国*	7.65	(7.25)	-5.23	
		韓国	5.61	(7.27)	29.59	
名目 平均年収 (賃金総額/従業員数)	US\$/人	日本	37,682	40,489	7.45	OECD
		米国	61,439	74,738	21.65	
		韓国	33,756	37,195	10.19	
実質 平均年収 (購買力平価)	US\$	日本	38,151	39,711	4.09	OECD
		米国	61,439	74,738	21.65	
		韓国	40,374	42,747	5.88	
名目 GDP	億 US\$	日本	49,308	49,326	0.04	IMF
		米国	194,796	229,961	18.05	
		韓国	16,231	18,110	11.58	
実質 GDP	億 US\$	日本	45,535	(43,808)	-3.79	国連
		米国	189,271	(192,471)	1.69	
		韓国	15,566	(16,239)	4.32	
1人当たり名目 GDP	US\$	日本	38,903	39,301	1.02	IMF
		米国	59,886	69,227	15.60	
		韓国	31,601	35,004	10.77	
失業率	%	日本	2.82	2.80	-0.02	IMF
		米国	4.36	5.35	0.99	
		韓国	3.65	3.64	-0.01	
1人あたり労働生産性 (GDP/就業者数)	US\$	日本	80,746	77,151	-4.45	ILO
		米国	122,457	131,112	7.07	
		韓国	76,791	82,456	7.38	
消費者物価指数 (2017年=100.0)		日本	100.0	101.19	1.19	IMF
		米国	100.0	110.52	10.52	
		韓国	100.0	104.98	4.98	

(注) 韓国文在寅政権の在任期間は2017年5月～2022年5月

※ 米国は、連邦政府の最低賃金は上がっていないが、ニューヨーク、シカゴ、ロスアンゼルス等の大都市・州は、時給15ドル以上に、大幅に上がっている。

[資料] グローバルノート - 国際統計・国別統計専門サイト

(4) 一方、注目されるのは1人あたり労働生産性である。この間に、韓国の7.38%上昇、米国の7.07%上昇に対して、日本は4.45%の低下となっている。これは、技術革新の遅れを表すものであり、日本の経営者が、かつてそうであったような革新的意欲を失い、本業に力を入れずに金融中心の安易な経営に陥っているせいではないかと思われる。

3 有り余っている財源－長期不況下の内部留保急増

(1) 長期不況の下で積極的な設備投資が行われず、余った利益が内部留保として企業内に滞留している。2020年度末の内部留保は484.4兆円で、20年前の実に2.49

倍に増え、GDP(539.1兆円)の約90%に達した。(広義の内部留保¹で見ると、704.3兆円で、GDPの1.3倍である)

(2) 企業規模別にみると、資本金10億円以上の大企業に242.07兆円、全体の50%が存在し、大企業への集中が強まったが、2015年度以降、資本金1億円未満の中小企業の内部留保も増えている。おそらく、経営に展望が持てない中で自己防衛意識が高まったからであろう。その結果、中小企業でも最低賃金を引き上げる条件が整うこととなった。(第3表)

なお、最低賃金の時給1500円への引き上げに必要な原資16.1兆円は、2020年度末内部留保の3.3%(広義の内部留保では2.3%)に過ぎない。

第3表 資本金規模別内部留保額(狭義)の推移

(単位:兆円)

		全規模	10億円以上	1~10億円	5千万~1億円	1千万~5千万円	1千万円未満
内部留保	2000年度	194.2	87.97	24.88	18.60	61.13	1.59
	2010年度	293.9	141.30	41.25	34.96	77.50	-1.13
	2020年度	484.4	242.07	71.17	46.37	106.72	18.03
増減額	2000~2010年度	99.7	53.3	16.4	16.4	16.4	-2.7
	2010~2020年度	190.5	100.8	29.9	11.4	29.2	19.2
	2000~2020年度	290.2	154.1	46.3	27.8	45.6	16.4

[資料] 財務省「法人企業統計調査」

4 不要不急な内部留保280兆円を活用すべき

(1) 安定的な経営を行うためには、一定の内部留保は必要であろう。しかし、この

ように膨大な内部留保の蓄積に妥当性はあるのだろうか。売上高(経営規模)に対する内部留保の比率をメルクマークに内部留保の妥当な水準を検討してみると、(第4表)

¹ 一般的に、内部留保は貸借対照表の利益準備金、積立金および繰越利益剰余金の合計を指すが、労働総研は、同様に企業内部に蓄積され需要に転化しない各種の引当金、準備金およびその他資本剰余金を加えて内部留保とし、前者を「狭義の内部留保」、後者を「広義の内部留保」としている。本文は、断りのない限り、狭義の内部留保である。

第4表 内部留保（狭義）と年間売上高の対比

	内部留保 (兆円)	売上高 (兆円)	内部留保/ 売上高 (%)
2000年度	194.2	1,435.0	13.5
2001	167.9	1,338.2	12.5
2002	188.9	1,326.8	14.2
2003	185.3	1,334.7	13.9
2004	203.9	1,420.4	14.4
2005	202.2	1,508.1	13.4
2006	252.4	1,566.4	16.1
2007	269.4	1,580.2	17.1
2008	279.8	1,508.2	18.6
2009	268.9	1,368.0	19.7
2010	293.9	1,385.7	21.2
2011	281.7	1,381.0	20.4
2012	304.5	1,374.5	22.2
2013	328.0	1,409.2	23.3
2014	354.4	1,447.8	24.5
2015	377.9	1,431.5	26.4
2016	406.2	1,455.8	27.9
2017	446.5	1,544.1	28.9
2018	463.1	1,535.2	30.2
2019	475.0	1,481.9	32.1
2020	484.4	1,362.5	35.6

[資料] 財務省「法人企業統計調査」

- ① バブル経済崩壊・長期不況突入直前の1990年度の内部留保は、売上高の8.9%であった。
 - ② その後、不況の中で徐々に上昇したが、2005年度13.4%と、15年間で4.5%の上昇にとどまっていた。
 - ③ ところが、2006年度以降急上昇が始まり、2010年度21.2%、2015年度26.4%、2020年度35.6%と、同じ15年間に22.2%も上昇した。
- (2) いくら経済のファンダメンタルズが変わったといっても、2020年度末の35.6%は異常である。
- 過去の企業経営に対する内部留保の水

準を見れば、おそらく2005～6年頃の15%前後があれば営業上の支障はないと思われる。それを上回る20.6%ポイント分、280兆円は、賃金の引き上げ、厚生経費の充実、関連企業からの納入単価の引き上げ、株式配当の増額、寄付、納税などを通じて、関係者と社会に還元するべきである。

5 最低賃金引き上げの確実な実施のために

- (1) 厚生労働省の「2021年賃金構造基本統計調査」を見ると、この時点の最低賃金を下回っている労働者が全体の3.7%存在していた。最低賃金は、「最低賃金法」に定められた法律事項であり、違反した場合は、同法40条によって罰則を課し、労働者に差額分を支払わせることができることになっている。まず、これを厳正に運用すべきである。
- (2) そのためには、下請け中小企業も最低賃金上昇に伴うコストアップ分を100%価格に転嫁できなければならないが、親会社からの圧力によってそれができない恐れがある。下請け中小企業の最低賃金実施に伴う納入単価引き上げに応じない親企業は、「下請法」違反と認定し、罰則を課すとともに、違反相当額を下請け中小企業に支払わせる必要がある。
- (3) 企業は、内部留保をすべて現金や有価証券で持っているのではなく設備投資に使った部分もある。しかし、もともと労働者や関連企業および地域・社会等に支払うべき財源だったのであり、その部分も還元対象とすべきである。設備投資は、銀行借入れや市場からの資金調達で賄うのが資本主義の本来の姿であり、成長が見込まれる企業であれば、低利の資金を容易に調達することが可能なはずである。

(4) 賃金の引き上げは、単年度で終わらせるのではなく持続させなければならないが、経営をこれ以上内部留保が増えないような姿に改めるだけで可能である。2015～20年度の5年間に、年平均約21兆円内部留保が増えており、それだけで最賃時給1500円への引き上げに必要な財源16.1兆円を上回る。もし、内部留保の増加分を賃金の引き上げ、株主配当の増額、社会的寄付の拡充などに回し、これ以上内部留保が増えないようにすれば、持続的な賃上げと経済成長が可能になるのである。

(5) 最後に、最低賃金審議会が、全国あるいは地域別最低賃金より高水準の最低賃金を定めることが必要と認めた産業について、「特定(産業別)最低賃金」が設定されているが、設定しているのは、かつて、日本経済と労働運動の中心であった、重化学工業および商業だけであり、件数も全国で228件と少ない。

全国一律の最低賃金と併せて産業別の最低賃金をもっと追求すべきである。例えば、専門知識を持ち、国家試験に合格しなければならず、人の命を預かる看護師などは、当然、それ相当の高い最低賃金が設定されてしかるべきではないだろうか。

II 都道府県別全国一律最低賃金引き上げの効果の分析

今回、厚生労働省の「令和3年(2021年)賃金構造基本統計調査」(特別集計)と、各都道府県の産業連関表および総務省の「平成27年(2015年)産業連関表」を利用して、全国一律最低賃金の時給1500円への引き上げが、地域経済にどのような効果をもたらすかを、47都道府県別に分析した。

その結果が**第5表**と**第6表**(両表は第2部

文末に掲載)および「付表」である。

※以下の「付表」は容量が大きいため労働総研ホームページ

(<http://www.yuiyuidori.net/soken/>)に掲載しているのもので、そちらを参照されたい。

付表1 「都道府県比較ランキング」

付表2 「最低賃金1500円の実現による都道府県別・業種別生産増加額」

付表3 「都道府県別・業種別生産および粗付加価値誘発額」

付表4 「都道府県別・業種別雇用誘発数」

まず、最初に結果のデータを利用するにあたって注意しなければならないことを2点、説明しておきたい。

第1は、「賃金構造基本統計調査」は、従業者1～4人の零細企業と5～9人の小企業の約1/2、および官公庁を調査していないので、それを補完する必要がある、別途推計して第5表の全国計に加算した。(この表の「全国」は「賃金構造基本統計調査」の集計値、「全国(全数推計)」は加算した値であり、調査分の1.2502倍になっている)

第2は、第6表と「付表」の関係である。今回の分析に使用した分析方法は、地域産業連関分析で最もよく使われる方法であるが、最低賃金の分析には、必ずしも適していない。それは、この計算式には、「その地域内の民間消費需要に基づき、その地域内の原燃料やサービスを使って行った生産活動」という前提が置かれているからである。公共事業やイベントの分析ならそれでよいが、最低賃金の場合は、全国一斉に実施されるので、他地域からの需要である「移入」も同様に拡大し、域内企業はそれに基づいて生産活動を行うことになる。したがって、この計算式では、地域経済に対する影響が、実際より小さく評価されてしまうのである。(移入が全需給の50%以上を占める地域もある)

移入需要を含めた分析を行う方法がないわ

けではないが、必要な情報が得られない都道府県が多数あり、仮に情報が得られたとしても計算に多くの時間がかかり、さらに47都道府県を合計しても全国ベースの分析と一致する保証はない。一方、今回の分析は、47都道府県を同一の方法で分析しているため、相互比較が可能というメリットがある。

そこで、第6表の各都道府県の値(産業合計値)は、47都道府県の合計が全国産業連関表で分析した結果とほぼ一致するように修正し、「付表」の「都道府県別生産誘発額」は修正しないままとした。

専門的なことなのでこれ以上の説明は省略するが、全国一律最低賃金の引き上げによる経済効果を都道府県単位で見るときには第5表および第6表を、各地域でどの産業の生産や雇用が増えるか、また、産業別に他の都道府県と比較したい場合は、「付表」を見ていただきたい。

1 時給1500円未満の労働者数と必要な原資および賃上げ額

- (1) 厚生労働省の「令和3年(2021年)賃金構造基本統計調査」(特別集計)は、一般労働者と短時間労働者のそれぞれについて、表頭を47都道府県別、表側を500円から1500円まで10円刻みの時給に分けて、各セルに該当する労働者数を推計している。該当労働者の総数は2,257万9,208人である。
- (2) しかし、前述のように「賃金構造基本統計調査」には、①従業員規模1~4人の事業所が含まれない、②5~9人の事業所は、1企業1事業所のみを調査している、③官公庁は調査していないので、それを補完したところ、時給1500円未満の雇用者の総計は2,822.8万人になった。

- (3) 各段階の時給に該当する労働者数に、[1500円-時給]の金額をかけて都道府県ごとに集計すれば、最低賃金を1500円に引き上げた場合の都道府県別1時間当たり賃金増加総額が得られ、それに年間労働時間数をかければ年間賃金増加総額になる。

この金額は、企業から見れば労働コストの上昇であり、労働者から見れば、賃金受け取り総額の増加である。

- (4) 第5表の1~3列目は、各都道府県の時給1500円未満の人数、第4~6列目は、時給を1500円に引き上げた場合の年間賃金増加総額、第7~9列目は、それを該当者数で割った1人平均月間賃金増加額である。なお、ボーナスを含まない「毎月決まって支給される賃金」であり、ボーナスは、「毎月勤労統計調査」に基づいて、一般労働者、年間2.59ヵ月分、短時間労働者、同0.37ヵ月分で計算している。

- (5) 第5表で注目すべき点の第1は、全労働者に占める短時間労働者の比率である。神奈川、千葉、埼玉、兵庫などが高く、岩手、山形、秋田などは低い。つまり、工業県の比率が高く、農業県は低くなっている。

第2は、年間賃金総増加額と1人平均月間賃金増加額の対比である。年間賃金総増加額は、東京、大阪、愛知、福岡、北海道など労働者数の多い都道府県が上位に来るが、1人平均月間賃金増加額は、青森、秋田、岩手、山形など東北の県および宮崎、鹿児島、長崎など九州の県が上位に来る。東京は最下位で、それに続くのは神奈川、大阪、千葉、愛知である。もともと最低賃金が高い都道府県は、時給1500円になってもそれほど賃金は上がらない。(ホームページ掲載の別表1「都道府県比較ランキング」を参照)

2 全国一律最低賃金改定1500円の 経済波及効果

第6表は、産業連関表を利用して、全国一律最低賃金1500円への引き上げが、都道府県経済にどのような影響をもたらすかを分析したものである。

(1) まず、2列目の「家計消費増加額」は、総賃金増加額に平均消費性向（家計消費にまわる割合）をかけて推計したものである。平均消費性向は地域によって異なるが、全都道府県のデータが得られないため、総務省「家計調査報告」の勤労者世帯十分位階級別平均消費性向の第1分位（年収252万円未満、81.6%）と、第2分位（年収252～343万円未満、71.2%）の間をとって76.4%とし、全国一律に適用した。

(2) 第3列目は、家計消費支出の増加によって、地域内の生産がどれだけ誘発されるか（増加するか）を示したものである。ここでの生産額は、生産波及を通じた究極的な生産増加額である²。

生産増加額は、その地域の自給率（総需要に対する生産の割合）が高ければ、当初需要に対する倍率が大きくなり、自給率が低ければ小さくなる。

また、自動車、造船、住宅建築など、多くの原材料や部品を使う産業が多ければ、地域トータルとしての生産額は大きくなり、農林漁業、繊維工業、サービス業のように原材料や部品をあまり使わない産業が多ければ小さくなる。

なお、「生産増加額」から「税収増」までの4項目は、全国産業連関表による全国の分析結果とほぼ整合的になるように調整した値なので、「付表」の各地域トータル値よりかなり大きくなっている。

(3) 第4列目の「粗付加価値増加額」は、生産誘発額と粗付加価値率（粗付加価値額/生産額）から、最低賃金引き上げによって粗付加価値額（≒GDP）がいくら増えるかを示したものである。

粗付加価値率は、各地域・各産業によって異なるが、全国表に合うように修正した第6表では、全国一律になっている。「付表」では、各地域、各産業で異なる。

(4) 第5列目の「雇用量の増加」は、国内生産額と雇用者数から、1単位の生産に必要な雇用者数（雇用係数＝雇用者数/域内生産額）を産業別に計算し、それと各産業の生産誘発額から新たに必要となる労働量を推計したものである。残業等によってカバーされてしまえば雇用者数は増えない。

なお、雇用係数を作成し、公表している地域は少ないので、産業別に全国の雇用係数を適用した。これは、どの地域も、同一産業であれば必要な雇用量は同じと仮定したことになり、第6表における地域ごとの雇用数の違いは、生産増加量の違いと産業構造の違いの2つの要因の違いになる。

(5) 第6～8列目の「税収増」は、総務省の「国民経済計算」と国税庁の「予算・決算」から、GDP(≒国内総生産)に対

² 究極的な生産額とは、いま、自動車1台の需要が生じたとする。その地域に自動車工場があれば自動車1台の生産が行われるが、そのためには、タイヤ、電装品、鋼板、ガラス等々の関連企業も生産を増やさなければならない。次の段階では、タイヤに供給するゴム、電装品に供給する電子部品の生産…といった具合に次々と生産活動が他産業に波及していく。それでは、最終的に、どの産業の生産がどれだけ必要になるかを表すのが、究極的な生産額である。

する国税および地方税のウエイトを求め、各都道府県の粗付加価値増加額にかけたものである。税率は全地域一律で、国税11.9%、地方税7.5%となっている。

3 民間消費支出による生産増が大きい産業

- (1) 「付表」(労働総研ホームページ掲載)は、47都道府県別に、全国一律最低賃金1500円への引き上げによって増加した民間消費支出が、どの産業の生産および雇用にどれだけ増やすかを示したものである。部門(業種)分類は、各都道府県の産業連関表の分類なので、地域によって異なる。
- (2) 「金額」の上にある数値は、第6表の2列目と同じ「地域内民間消費支出」の増加額であり、以下に部門(業種)別生産増加額が続く。
- 大きい順に並べ替えると、全国一律最低賃金1500円への引き上げによって増加する民間消費支出が、どの部門(業種)の生産をより大きく増やすかが一目瞭然になる。近年、スマホやSNSの普及により、情報通信が上位に来るようになった。
- (2) 民間消費支出に誘発される生産だから、家計で消費されない鉄鋼や機械の順位は低く、家計で消費される飲食料品、対個人サービスなどが上位になる。商業と運輸が上位になるのは、産業連関表の仕組みとして、すべての取引に伴う商業マージンおよび運輸マージンが一括計上されているからであり、不動産が上位に来るのは、家屋の賃貸料の他、持ち家を賃貸料に換算して加えるという、産業連関表や国民経済計算に独特の方法によるところが大きい。

(木地 孝之)

第5表 最低賃金を時給1500円に引き上げた場合の都道府県別賃金増加額

都道府県	時給1500円未満の人数			年間総賃金増加額			1人平均月間賃金増加額 ^(注)		
	合計	一般労働者	短時間労働者	合計	一般労働者	短時間労働者	平均	一般労働者	短時間労働者
	(千人)	(千人)	(千人)	(億円)	(億円)	(億円)	(万円)	(万円)	(万円)
北海道	951	558	392	6,056	4,186	1,870	4.61	5.14	3.85
青森	232	158	74	1,774	1,377	397	5.45	5.98	4.33
岩手	225	162	63	1,697	1,359	338	5.35	5.75	4.33
宮城	464	285	179	3,004	2,129	874	4.67	5.13	3.95
秋田	184	131	54	1,413	1,123	290	5.45	5.90	4.35
山形	199	141	58	1,478	1,170	308	5.27	5.68	4.29
福島	356	240	116	2,463	1,873	589	4.95	5.35	4.12
茨城	493	274	219	2,860	1,872	987	4.22	4.68	3.65
栃木	361	201	160	2,189	1,450	738	4.41	4.96	3.72
群馬	376	219	157	2,334	1,580	754	4.50	4.93	3.90
埼玉	1,058	496	562	5,584	3,207	2,378	3.89	4.43	3.42
千葉	848	396	452	4,263	2,460	1,803	3.71	4.26	3.22
東京	2,650	1,386	1,264	11,474	7,287	4,187	3.16	3.61	2.68
神奈川	1,286	524	762	5,503	2,767	2,736	3.20	3.62	2.90
新潟	428	272	156	2,753	1,961	792	4.64	4.95	4.09
富山	210	125	85	1,278	896	382	4.41	4.93	3.64
石川	249	142	107	1,522	1,001	521	4.44	4.82	3.93
福井	147	91	56	948	682	266	4.65	5.13	3.87
山梨	140	80	60	863	572	291	4.48	4.90	3.93
長野	367	202	165	2,223	1,446	776	4.41	4.90	3.80
岐阜	370	187	183	2,166	1,299	867	4.30	4.75	3.83
静岡	746	418	328	4,382	2,904	1,478	4.27	4.77	3.64
愛知	1,573	791	782	8,185	5,017	3,168	3.82	4.35	3.27
三重	305	158	147	1,752	1,103	650	4.20	4.79	3.57
滋賀	243	136	108	1,365	872	493	4.09	4.40	3.70
京都	392	190	202	2,077	1,220	856	3.90	4.40	3.43
大阪	1,807	870	937	8,744	5,128	3,616	3.56	4.04	3.12
兵庫	855	403	451	4,631	2,681	1,950	3.99	4.56	3.49
奈良	187	89	98	1,124	659	465	4.43	5.09	3.83

和歌山	149	79	70	972	626	346	4.76	5.44	3.99
鳥取	110	75	35	783	607	176	5.09	5.57	4.07
島根	120	80	40	831	626	205	4.96	5.35	4.17
岡山	361	242	119	2,318	1,740	578	4.60	4.94	3.91
広島	555	311	243	3,241	2,135	1,106	4.25	4.70	3.68
山口	228	129	99	1,420	934	486	4.54	4.97	3.98
徳島	113	72	41	779	573	206	4.93	5.45	4.02
香川	175	107	67	1,086	776	310	4.48	4.95	3.73
愛媛	246	149	96	1,693	1,178	515	4.98	5.41	4.32
高知	113	71	41	776	557	219	4.96	5.36	4.27
福岡	970	575	394	6,166	4,233	1,933	4.60	5.05	3.96
佐賀	169	104	65	1,193	857	336	5.08	5.63	4.20
長崎	240	143	97	1,696	1,186	510	5.12	5.70	4.26
熊本	315	202	112	2,191	1,605	586	5.00	5.44	4.21
大分	218	140	78	1,499	1,092	407	4.95	5.35	4.22
宮崎	219	149	70	1,662	1,288	374	5.42	5.94	4.32
鹿児島	314	191	123	2,249	1,573	676	5.18	5.65	4.46
沖縄	266	168	98	1,869	1,364	506	5.05	5.58	4.15
全国	22,579	12,312	10,267	128,528	84,231	44,296	4.14	4.69	3.49
全国(全数推計)	28,229			160,685					

- (注1) 「1人平均月間賃金増加額」は、「毎月決まって支給される賃金」であり、ボーナスを含まない。ボーナスは、一般2.585ヵ月分、短時間0.372ヵ月分。平均は、一般労働者と短時間労働者の人数による加重平均値。
- (注2) 全国(全数推計)は「賃金構造基本統計調査」(特別集計)に含まれない9人未満の事業所及び公的部門を補完したものである。なお、元の数値の1.2502倍になっている。
- [資料] 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(特別集計)、「毎月勤労統計調査」、総務省「労働力調査」、経済産業省「工業統計」。

第6表 最低賃金を時給1500円に引き上げた場合の都道府県別経済効果

都道府県	総賃金 増加額	家計消費 増加額 ^(注1)	生産増 加額	粗付加価 値増加額 ^(注2)	雇用量 の増加 ^(注3)	税収増			2022年 度最低 賃金額
						合計	国税	地方税	
	(億円)	(億円)	(億円)	(億円)	(百人)	(億円)	(億円)	(億円)	円
北海道	7,571	5,784	8,404	4,944	519	959	588	371	920
青森	2,218	1,694	2,461	1,448	149	281	172	109	853
岩手	2,122	1,621	2,355	1,386	143	269	165	104	854
宮城	3,755	2,869	4,168	2,452	238	476	292	184	883
秋田	1,766	1,350	1,961	1,153	125	224	137	87	853
山形	1,848	1,412	2,051	1,207	120	234	144	91	854
福島	3,079	2,352	3,417	2,010	207	390	239	151	858
茨城	3,575	2,731	3,968	2,335	232	453	278	175	911
栃木	2,736	2,090	3,037	1,787	194	347	213	134	913
群馬	2,918	2,229	3,239	1,905	199	370	227	143	895
埼玉	6,981	5,334	7,749	4,559	442	884	542	342	987
千葉	5,329	4,072	5,916	3,480	346	675	414	261	984
東京	14,345	10,960	15,923	9,367	967	1,817	1,115	703	1,072
神奈川	6,880	5,256	7,637	4,492	425	872	535	337	1,071
新潟	3,442	2,629	3,820	2,247	223	436	267	169	890
富山	1,598	1,221	1,774	1,043	109	202	124	78	908
石川	1,903	1,454	2,112	1,243	130	241	148	93	891
福井	1,185	905	1,315	774	84	150	92	58	888
山梨	1,080	825	1,198	705	68	137	84	53	898
長野	2,779	2,123	3,084	1,815	186	352	216	136	908
岐阜	2,707	2,069	3,005	1,768	188	343	210	133	910
静岡	5,479	4,186	6,082	3,578	361	694	426	268	944
愛知	10,233	7,818	11,359	6,682	671	1,296	795	501	986
三重	2,191	1,674	2,432	1,430	140	278	170	107	933
滋賀	1,706	1,304	1,894	1,114	113	216	133	84	927
京都	2,596	1,984	2,882	1,696	164	329	202	127	968
大阪	10,931	8,351	12,134	7,138	783	1,385	849	535	1,023
兵庫	5,790	4,424	6,427	3,781	380	734	450	284	960
奈良	1,405	1,074	1,560	918	87	178	109	69	896

和歌山	1,215	929	1,349	794	79	154	94	60	889
鳥取	979	748	1,087	639	67	124	76	48	854
島根	1,039	794	1,154	679	65	132	81	51	857
岡山	2,898	2,214	3,216	1,892	195	367	225	142	892
広島	4,052	3,096	4,498	2,646	260	513	315	198	930
山口	1,775	1,356	1,970	1,159	121	225	138	87	888
徳島	973	744	1,081	636	64	123	76	48	855
香川	1,358	1,037	1,507	887	89	172	106	67	878
愛媛	2,117	1,617	2,350	1,382	137	268	164	104	853
高知	970	741	1,076	633	68	123	75	47	853
福岡	7,709	5,889	8,557	5,034	474	977	599	378	900
佐賀	1,492	1,140	1,656	974	101	189	116	73	853
長崎	2,120	1,620	2,354	1,385	143	269	165	104	853
熊本	2,739	2,092	3,040	1,788	186	347	213	134	853
大分	1,874	1,432	2,080	1,224	119	237	146	92	854
宮崎	2,078	1,587	2,306	1,357	153	263	161	102	853
鹿児島	2,812	2,148	3,121	1,836	190	356	218	138	853
沖縄	2,337	1,786	2,594	1,526	157	296	182	114	853
全国	160,685	122,764	178,363	104,927	10,662	20,356	12,486	7,870	961

(注1) 時給1500円は年間295.6万円に相当するが、それに対応する各県の平均消費性向が入手できないので、総務省「家計調査報告」の勤労者世帯十分位階級別平均消費性向の第1分位81.6%（年収252万円未満）と第2分位71.2%（年収252～343万円）の間である76.4%を全都道府県に適用した。

(注2) 「粗付加価値増加額」は、生産（販売）額から、購入した原材料、燃料、サービス等を差し引いたものであり、国内（県内）総生産≒GDPにほぼ相当する。

(注3) 「雇用増加量」は、生産の増加に伴って新たに必要となる労働量を人数に換算したものであり、残業等によってカバーされれば、雇用者数としては増えない。

[資料] 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「就業構造基本調査」、「労働力調査」および「全国産業連関表」等から作成。